

# 子育て支援特集

## 箱根で子育て・みんなで子育て

町では子育て世帯を応援するためさまざまなことに取り組んでいます。今回の広報はこね5月号では、箱根町で取り組んでいる子育て支援の取り組みを紹介します。

照会先 子育て支援課 ☎85-9595  
 学校教育課 ☎85-7600  
 福祉課 ☎85-7790

### 参加と共感による新たな子育て環境 『子育てシェアタウン推進事業』

子育て中の保護者や、子育てに協力してくれる方などが、相互につながれたり、頼りあえたりできる豊かな子育て環境「子育てシェアタウン」の構築を目指す新規事業を令和4年度から実施します。

さまざまな交流イベントの開催や、専用アプリの提供などを予定しています。詳細は決まり次第お知らせします。



### 利用しやすくなりました 『放課後児童クラブの運営を拡充』

働きながら安心して子育てができるよう、放課後児童クラブの開所日と開所時間を拡充しました。

- ①開所日の増加  
土曜日を通年で開所します。  
※年末年始等は除く。
- ②開所時間の延長  
開所時間を18時30分まで（30分延長）とします。  
※18時以降の利用には延長料金が必要

**森のふれあい館 森林セラピー プチ体験とコケ玉づくり**

①森林セラピー プチ体験  
箱根やすらぎの森の園路は森林浴効果があると実証的に認められ、森林セラピーロードに認定されています。そのやすらぎの森を森林セラピーガイドと一緒に歩きながらリラックス効果を体感してもらいます。終了後は、②の楽習教室に参加します。なお、参加者には道の駅「箱根峠」で使用できるコーヒーチケットをプレゼントします。

②楽習教室「コケ玉づくり」  
ころんと丸いコケ玉はとても可愛く、好きなお皿や鉢に入れて、室内で育てながらインテリアとしても楽しめます。

体験日 5月14日(土)  
 ①13時30分～14時15分  
 ②14時30分～15時30分  
 定員 10人(申込順)  
 申込方法 各開催日の前日までに電話で予約してください。  
 「コケ玉づくり」のみ参加される方も受け付けています。

が、森林セラピープチ体験から参加している方を優先します。

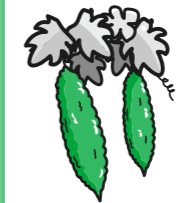
参加費 ①800円、②のみ参加は500円(別途入館料)  
 持ち物 エプロンまたは汚れてもよい服装  
 照会先 森のふれあい館 ☎8316006

グリーンカーテンで暑さ対策！  
 ゴーヤの苗の無料配布  
 グリーンカーテンを設置して暑さ対策に取り組みませんか。  
 ご希望の方にゴーヤの苗(4株)を無料で配布します。簡単な育て方マニュアルも配布しますので、ぜひチャレンジしてみませんか。  
 配布日時 5月20日(金)9時～17時



場所 環境課窓口  
 対象 町内在住の方および事業所  
 定員 先着20世帯・事業所  
 申込 5月9日(月)から、電話または直接申し込んでください。  
 協力 かながわ西湘農業協同組合(ゴーヤの苗は農協から寄贈されたものです)。  
 照会先 環境課 ☎8519565

箱根湿生花園の町民等無料観覧日のお知らせ  
 5月20日(金)から22日(日)の間、町民の方(家屋敷をお持ちの方も含む)は、箱根湿生花園を無料で観覧することができます。ぜひこの機会にお越しください。  
 利用方法 窓口で、お名前と住所(家屋敷をお持ちの方は別荘などの所在地)を記入していただきます。  
 照会先 箱根湿生花園 ☎8417293



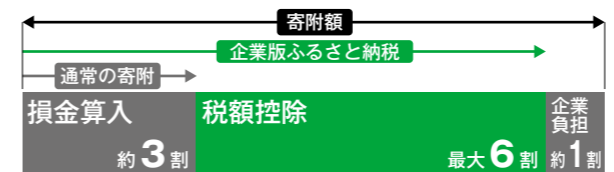
## 企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集について

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、地方創生の取組を加速化させるため、地方公共団体が行う国が認定した地方創生プロジェクト(地域再生計画)に対して、企業のみなさまが寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が寄附額の約1割まで圧縮されることに加えて、社会貢献による企業PRにつながるものです。

### 対象となる寄附要件

- ①寄附額が10万円以上であること
- ②本社(地方税法における「主たる事務所又は事業所」)が箱根町に所在しないこと
- ③寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

※税額控除の特例措置については、令和6年度までとなっております。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。  
 ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)  
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)  
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

### 寄附対象事業

- ①箱根町への新しいひとの流れをつくる事業
- ②結婚・出産・子育ての切れ目のない支援事業
- ③活力と魅力あふれるまちづくりを進める事業
- ④町内で安心して働けるようにする事業

### 企業版ふるさと納税寄附の手続き

所定の寄附申出書を町に提出してください(町ホームページからダウンロードできます。)。その後、④町の納付書による指定金融機関への納付又は⑥町指定口座への振込による納付のどちらかの方法により納付します(⑥は手数料をご負担いただきます。)。納付確認後に寄附を行った企業に対して受領証を交付します。※受領証は税額控除の手続の際に必要になりますので、大切に保管してください。

照会先 企画課 ☎85-9560